

山梨県における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく
不利益処分公表要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき行った不利益処分の実態及びその内容を明らかにすることにより、廃棄物行政に対する県民の信頼を確保するとともに、事業者の事業活動に伴い生じた廃棄物及び有害使用済機器の適正な処理を促進することを目的とする。

(公表の対象とする不利益処分)

第2条 公表の対象とする不利益処分は、次の各号のとおりとする。

- 一 法第9条の2第1項に規定する改善命令又は使用の停止命令
- 二 法第9条の2の2第1項又は第2項に規定する許可の取消し
- 三 法第12条の6第3項に規定する措置命令
- 四 法第12条の7第10項に規定する認定の取消し
- 五 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む）に規定する事業の全部若しくは一部の停止命令
- 六 法第14条の3の2第1項又は第2項（法第14条の6において準用する場合を含む）に規定する許可の取消し
- 七 法第15条の2の7に規定する改善命令又は使用の停止命令
- 八 法第15条の3第1項又は第2項に規定する許可の取消し
- 九 法第15条の19第4項に規定する変更命令
- 十 法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む）に規定する改善命令
- 十一 法第19条の5第1項（法第17条の2第3項又は第19条の10第2項において準用する場合を含む）に規定する措置命令
- 十二 法第19条の6に規定する措置命令
- 十三 法第19条の11第1項に規定する措置命令
- 十四 法第21条の2第2項に規定する事故時応急措置命令

(公表の方法)

第3条 前条に掲げる不利益処分の公表は、県ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(公表の時期)

第4条 不利益処分の公表は、原則として対象者に当該処分の決定通知又は命令書が送達した日の翌日から概ね一週間以内に行うこととする。

(公表の内容)

第5条 不利益処分の公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 被処分者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 二 許可の区分（許可業者の場合）
- 三 許可番号（許可業者の場合）
- 四 許可の年月日（許可業者の場合）
- 五 不利益処分の年月日
- 六 不利益処分の内容
- 七 停止期間又は履行期限（停止命令、改善命令及び措置命令の場合）
- 八 不利益処分の理由

(公表の期間)

第6条 第3条による県ホームページの掲載期間は、不利益処分の内容ごとに別表に定める期間とする。

(報道発表の特例)

第7条 次の各号に掲げる不利益処分を行ったときは、公表に当たって報道機関への資料提供を行うこととする。

- 一 法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む）に規定する改善命令
- 二 法第19条の5第1項（法第17条の2第3項又は第19条の10第2項において準用する場合を含む）に規定する措置命令
- 三 法第19条の6に規定する措置命令
- 四 その他知事が必要と認める場合

(その他)

第8条 各林務環境事務所は、不利益処分を行ったときは第5条に掲げる事項について、速やかに環境整備課に報告するものとする。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別表

一 取消しを行う場合

不利益処分の内容	県ホームページの掲載期間
一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し (法第9条の2の2第1項又は第2項)	5年間 (ただし、取消しから5年以内に再取得した場合は、許可等の取得日の翌日まで)
親子会社認定の取消し (法第12条の7第10項)	
産業廃棄物処理業の許可の取消し (法第14条の3の2第1項又は第2項)	
特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し (法第14条の6で準用する第14条の3の2第1項又は第2項)	
産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し (法第15条の3第1項又は第2項)	

二 停止命令を行う場合

不利益処分の内容	県ホームページの掲載期間
一般廃棄物処理施設の使用停止命令 (法第9条の2第1項)	停止命令終了日の翌日まで
産業廃棄物処理施設の使用停止命令 (法第15条の2の7)	
産業廃棄物処理業の事業の停止命令 (法第14条の3)	
特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令 (法第14条の6で準用する第14条の3)	

三 改善命令又は措置命令を行う場合

不利益処分の内容	県ホームページの掲載期間
一般廃棄物処理施設の改善命令 (法第9条の2第1項)	命令履行確認日の翌日まで
産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令 (法第12条の6第3項)	
産業廃棄物処理施設の改善命令 (法第15条の2の7)	
土地の形質の変更の届出に関する計画の変更命令 (法第15条の19第4項)	
改善命令 (法第19条の3(第17条の2第3項において準用する場合を含む))	
措置命令 (法第19条の5第1項(第17条の2第3項又は第19条の10第2項において準用する場合を含む)、第19条の6、第19条の11第1項)	
事故時の応急措置命令 (法第21条の2第2項)	